

千葉県がん対策審議会運営要綱

（目的）

第1条 この要綱は、千葉県行政組織条例第28条第4項に基づく、千葉県がん対策審議会（以下、「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会長）

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（部会）

第4条 審議会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表右欄に掲げる事項を調査審議する。

部 会	所 掌 事 務
予防・早期発見部会	予防・早期発見に関すること。
緩和ケア推進部会	緩和ケアの推進に関すること。
がんとの共生推進部会	相談・情報提供及び、がん患者の就労を含めた社会的な問題への対応に関すること
子ども・AYA世代部会	小児及び思春期、若年成人世代のがん対策に関すること
がん登録部会	がん登録等の推進に関する法律等に基づく意見の具申に関すること。

2 審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じてその他の部会を置くことができる。

3 部会に属すべき委員、専門委員又は臨時委員は、会長が指名した者とする。

4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

7 審議会は、部会の議決をもって審議会の議決とみなすことができる。

ただし、部会長が必要と認めたときは審議会に付するものとする。

8 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員、専門委員又は臨時委員」と読み替えるものとする。

（専門委員及び臨時委員）

第5条 専門委員の任期は2年以内とする。

2 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとし、委員の任期を超えることができない。

(会議の公開)

- 第6条 審議会及び部会の会議は、公開とする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、審議会又は部会の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないことができる。
- 2 会長又は部会長は、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴人の数の制限その他必要な制限を加えることができる。

(庶務)

- 第7条 審議会の庶務は、健康福祉部健康づくり支援課において処理する。

(雑則)

- 第8条 この要綱で定めるもののほか、議事の手続き、その他審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月9日から施行する。